

業務案内

GBRCのJIS認証業務

1. JISマーク表示制度とは

産業標準化法に基づく第三者製品認証制度であり、国に登録された認証機関（以下、登録認証機関という）が製造事業者等（以下、事業者という）の品質管理体制を審査し、製品試験において製品の品質等がJISに適合していることを確認し認証することにより、事業者が製品等にJISマークを表示することができる制度です（図-1参照）。

認証を取得した後は、少なくとも3年ごとに定期的な認証維持審査を実施し、必要に応じて臨時の認証維持審査を実施します。

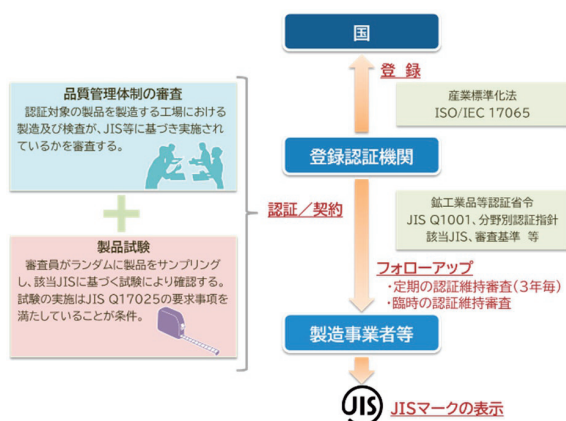


図-1 JISマーク表示制度の仕組み

2. JIS認証取得のメリット

JISマークの表示は、製品が該当JISに規定された要求事項を満たしていることおよび事業者の品質管理体制が産業標準化法、関係省令に規定された基準に適合していることを示すものであり、JISマークが表示された製品は、信頼のおける事業者の下で製造された確かな製品であると言えます。

JIS認証を取得した事業者は「対外的な信用度」が向上し、品質管理体制の社内的な活用の仕方によって「品質や技術の向上」「人材育成」への効果が期待できる等、JIS認証を取得することにより様々なメリットを享受することができます。

3. 申請から認証まで

図-2に示すように、事業者からの申請を受付けた後、申請書類の文書審査を行うとともに、現

地に赴いて工場審査および製品試験を実施し、これらの審査結果をもって認証の可否を決定します。

受付から認証取得まで、製品試験に要する期間を除きおよそ3～4ヶ月ですが、製品試験に要する期間はJISによって異なりますので、詳しくは事前にお問い合わせください。

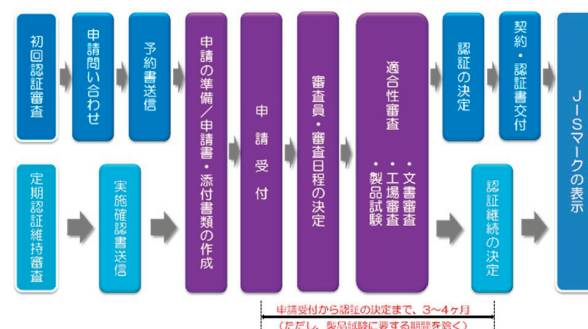


図-2 認証取得までのフロー

4. クラウド申請システムのご提供

GBRCでは、インターネットを利用したクラウド申請システム（名称：GJ-CAS）を導入しています。GJ-CASをご利用いただくことで、申請書類のペーパーレス化、変更手続きの迅速化、審査工程の見える化等事業者の皆様にとってより利便性の高いサービスを提供しております。

5. 審査は厳正に、対応は丁寧に

認証業務は、JISの区分A（土木・建築）79規格、区分R（窯業）8規格、区分S（日用品）4規格の計91規格を対象としており、2023年10月末時点で2,251件の認証を行っています。多数の認証実績を活かし、事業者の皆様により添った審査を心がけており、「審査は厳正に、対応は丁寧に」をモットーに認証業務を行っておりますので、JIS認証を検討されている方は、是非GBRCまでお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

製品認証センター 認証部

メール：pcc02@gbrc.or.jp 電話：06-6966-5032